



梅雨に入り、不安定な天候が続いておりますがお障りなくお過ごしでしょうか。
大型の台風 2 号の影響で、大雨や暴風、高波が各地で発生し不安な日になりました。
これからは台風発生が多い季節となりますので、NHK の『全国ハザードマップ』を見ながら災害の準備をして自分や家族の身を守っていきましょう。

～（インボイス）免税事業者に対する、独占禁止法・下請法違反に注意！～

インボイス制度の開始が 10 月に迫る中、仕入先・得意先からのインボイス番号の告知が多く見受けられます。その流れの中で、告知がされないインボイス番号非発行事業者（免税事業者）との取引は当然消極的となり、取引をする代わりに、消費税分の金額を取引価格から引き下げる等の検討を行う事業者もあるかと思われます。

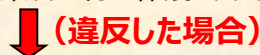
しかし、**免税事業者との取引を見直す事は、独占禁止法・下請法に抵触する恐れがあります。**

今回は、現在政府から公表されている、違法となる可能性があるパターンを確認していきます。

<独占禁止法・下請法とは？>

独占禁止法…消費者の利益を図ることを目的として、事業者間の公正・自由な競争を阻害する行為や状態を禁止する法律

下請法…下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を目的とし、独占禁止法を補完する法律



社名公表等の行政処分の対象となり、悪質であれば罰金・懲役刑が課される可能性があります。

<インボイス導入に際して違法行為に該当する取引見直しパターン>

【例 1】「報酬総額 11 万円」で契約を行った。

取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、**消費税相当額の 1 万円の一部又は全部を支払わないことにした。**

⇒ **免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為である「下請代金の減額」に該当し、下請法違反となります。**

【例 2】下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価 10 万円」で発注を行った。

その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、**その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。**

⇒ **下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、単価交渉に応じず一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為「買ったたき」に該当し、下請法違反となる可能性があります。**

【例 3】課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、課税転換を求めた。

その際、「インボイス事業者にならなければ、**消費税分はお支払いできません。今後のお取引は考えさせていただきます。**」という文言で要請を行った。

⇒ **課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となる可能性があります。**

<違法行為に抵触しないためには>

上記 3 例は、相手先への強制が該当要件となります。そのため、相手先が免税事業者のため当社の消費税控除が出来なくなる事を説明した上で取引価格の引下げ交渉を行い、双方納得の上で価格設定を行えば、違法行為には抵触しません。相手先が納得できるよう話し合いの場を設けることが重要です。

＜インフルエンサーに対して源泉徴収は必要か？＞

商品広告のために、インフルエンサーに依頼し、SNS等で宣伝をしてもらうというケースが当たり前の時代となっておりますが、その際に支払われる報酬に、源泉徴収は必要なのでしょうか。

結論から言いますと、原則、**源泉徴収の必要はございません。**源泉徴収は所得税法上、国が指定した報酬・支払料金等が対象となり、対象に該当するかどうかは、実態に基づき判断することになります。

国の指定している中で、インフルエンサーが該当する可能性があるものは、①**原稿料**・②**モデルなどに支払う報酬・料金**・③**広告宣伝のための賞金**の3つがありますが、**全て非該当**となります。

【①原稿料】

執筆者から出版社等に寄稿された原稿への対価
→出版社への投稿ではなく、SNSに投稿することへの対価であるため、**非該当**となります。

【②モデルなどに支払う報酬・料金】

雑誌、広告等の印刷物にその容姿を掲載させて受け取る報酬
→印刷物にその容姿が掲載されるケースのみ源泉徴収の対象となるため、**非該当**となります。

【③広告宣伝のための賞金】

企業が事業の広告宣伝のために、賞として直接支払う金品その他の経済上の利益
→対象が、賞として支払われるもの（賞金品）に限定されているため、**非該当**となります。

＜労働保険料申告をお忘れなく！＞

毎年恒例となりますが、労働保険料の申告時期となりました。**申告期限は7月10日**となります。

今回の申告書は、確認すべきポイントが**2点**ございます。

＜厚生労働省 労働保険年度更新申告書の書き方より抜粋＞

確定申告書		算定期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
区分	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	56764	32欄参照	799421
労災保険分	56764	32欄参照	170292
雇用保険分	54150	32欄参照	629129
一般拠出金	56765	0.02	1135

概算申告書		算定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	
区分	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	56764	18.50	1009617
労災保険分	56764	3.00	170292
雇用保険分	54150	15.50	839325

1点目は上部の確定保険料暫定内訳で、保険料率の欄が「**32欄参照**」と記載されています。

こちらは、**申告書に同封されている計算用紙を用いた金額を転記する必要があります**ので、ご注意ください。

2点目は下部の概算保険料算定内訳で、雇用保険料率の欄が「**15.50**」と記載されています。

こちらは、**今年の10月より雇用保険料率が13.50から15.50に増加するため**です。働く方にとっての負担増となりますので、把握しておきましょう。

今月のあなたの運勢

✦血液型編✦

A型	B型	O型	AB型
困難があっても迷わずに進んでいきましょう。決断に迷ったら大変な道を選択するとやりがいを感じられそうです🍀	困っている人がいれば自分から手を差し伸べると良いでしょう。思い通りになくてもさっと流すとトラブル回避できそう🍀	知恵を働かせつつ、冷静に通常運転で行動すると、実力と信頼を勝ち取れそう！スキルアップに力を入れると良いでしょう♪	無理をせず、自然体で過ごすよう心がけましょう。周りの人へのアピールをすると才能が開花するかもしれません💡



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。